

令和3年11月市議会総務委員会資料

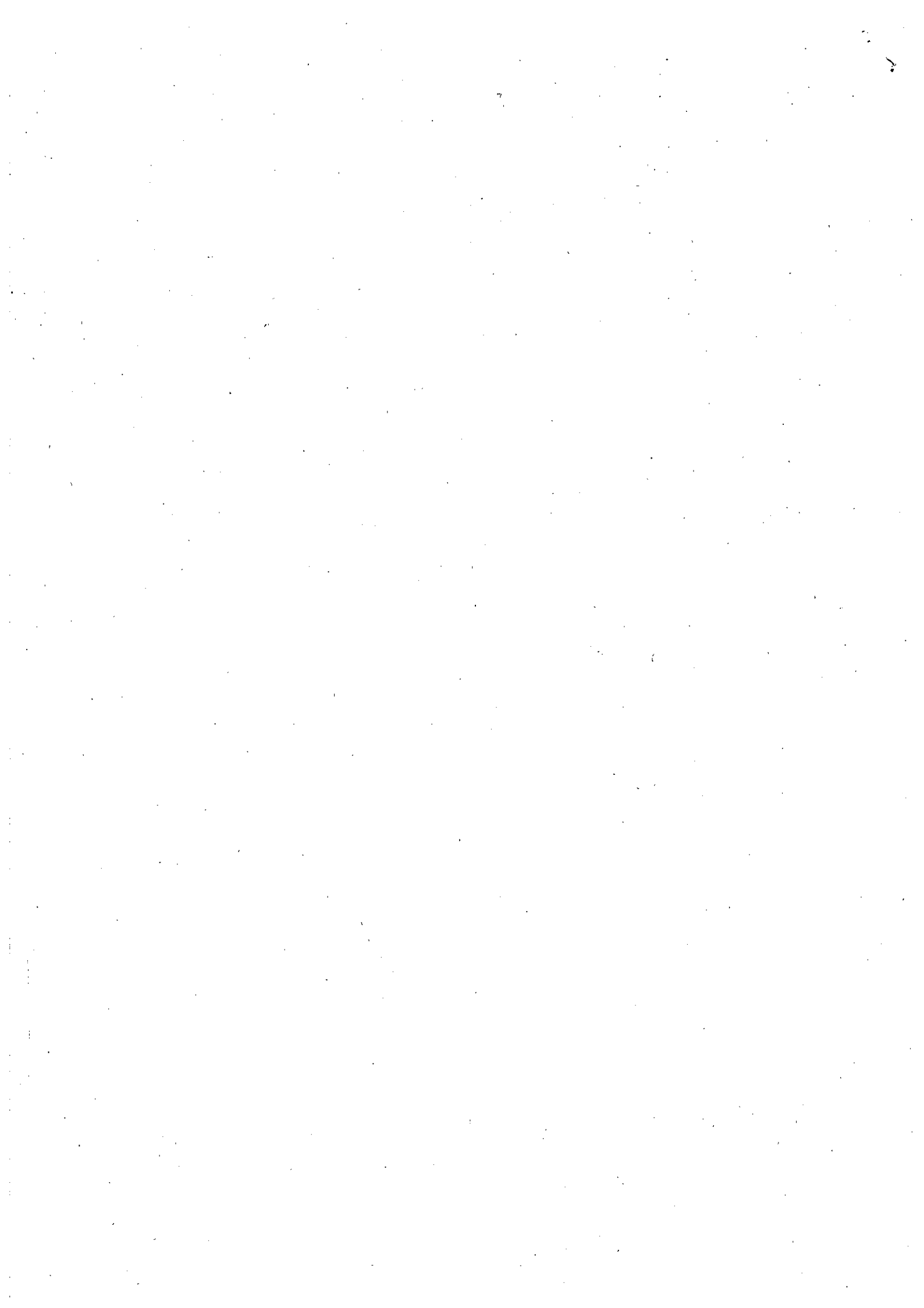
第137号議案 長崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例

目次

条例改正の概要	1 ページ
条例の新旧対照表	2 ページ

総 務 部

令和3年11月



長崎市職員退職年金条例の改正の概要

1 改正の理由

老後の生活を支える年金の受給権保護の観点から、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部が改正され、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給等を担保とした貸付が見直されたことに伴い、関係条文の整理をする必要がある。

2 改正の内容

本市の職員であった者及びその遺族が有する退職年金及び遺族年金等を受ける権利について、株式会社日本政策金融公庫及び市長が指定する金融機関にあっては、例外的に担保に供することができるとしていた取扱いを廃止する。

〔参考〕長崎市職員退職年金条例による年金の給付を受ける者

昭和37年11月30日以前に退職し、又は死亡した職員の遺族

- ・ 退職年金及び遺族年金受給者 6人（令和3年11月1日現在）
- ・ 年金担保貸付を受けている受給者 0人

【年金担保貸付事業の廃止の概要】

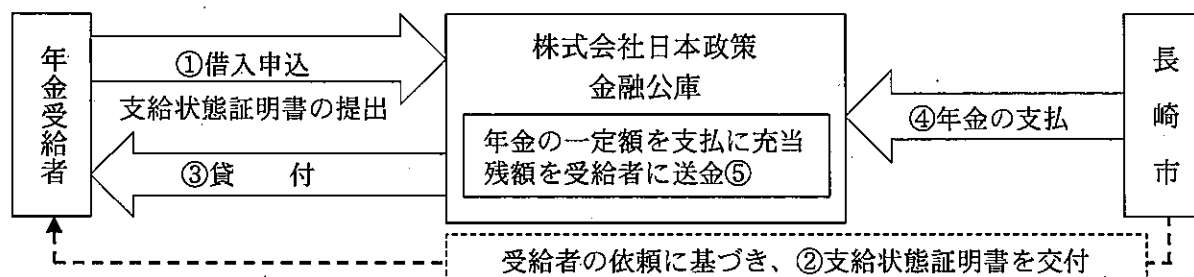
(1) 年金担保貸付事業

- ・ 年金生活者の一時的な資金需要に対して、年金受給権を担保として小口の資金の貸付を行う事業

(2) 見直しの概要

- ・ 生活費に充てられるべき年金が返済に充てられて利用者の困窮化を招くこと等の指摘を踏まえ、老後の生活を支える年金の受給権保護の観点から、事業の廃止が決定
- ・ 生活を行う上で、やむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度で対応

(3) 長崎市における年金担保貸付の流れ



3 施行日

令和4年4月1日

長崎市職員退職年金条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○長崎市職員退職年金条例 (昭和31年長崎市条例第3号)</p> <p>(給付を受ける権利)</p> <p>第5条 職員であつた者及びその者の遺族は、この条例の定めるところに従って、給付を受ける権利を有する。</p> <p>2 給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。<u>ただし、株式会社日本政策金融公庫及び市長が指定する金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>附 則</p>	<p>(給付を受ける権利)</p> <p>第5条 職員であつた者及びその者の遺族は、この条例の定めるところに従って、給付を受ける権利を有する。</p> <p>2 給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の際現に給付を受ける権利を有する者が改正前の長崎市職員退職年金条例第5条第2項ただし書の規定により株式会社日本政策金融公庫又は市長が指定する金融機関に当該権利を担保に供した場合の取扱いについては、<u>なお従前の例による。</u></p>